

印刷事業場における胆管がんに係る対応について

（経緯）

- 平成24年3月に大阪府内にある印刷事業場の労働者から、化学物質の使用により胆管がんを発症したとして労災請求
- 11月30日現在、印刷業における胆管がんの労災請求は56人（35人）。
- このうち同一事業場の労働者複数から請求があったのは、大阪の事業場16人（7人）、宮城の事業場2人（0人） ※ （ ）は死亡者数

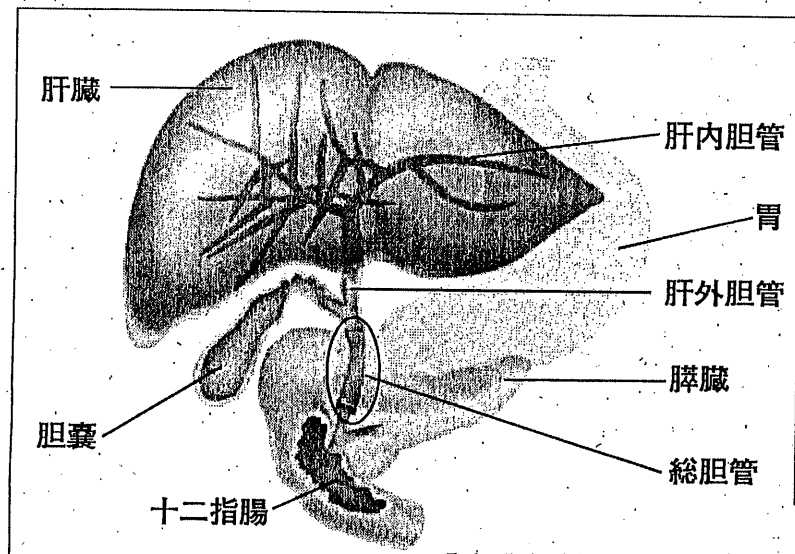
（これまでの取組）

- 6月に洗浄作業を行っている全国の561印刷事業場に立入調査
- 7月に有機塩素系洗浄剤を用いた洗浄作業に対し、予防的対応としてばく露防止措置を講ずるよう通達
- 7月から、全国の18,000印刷事業場に対し通信調査、法令の周知徹底のための集団指導を実施。欠席事業場に対しては、立入調査を実施している。

（実施中の事項）

- 胆管がんに関する相談を電話窓口により対応（7月から11月までの相談は791件）
- 医学専門家グループにより、8月から疫学的調査を開始
- 労災請求について、胆管がんと業務との因果関係などについて早期に結論を出すため、医学専門家などで構成される検討会を9月から開催。今年度内を目途に報告書とりまとめ予定。

1 胆管がんとは、



「産業保健21」2012年10月号

胆管に発症するがんで、これまで、国際的にも化学物質による職業がんとは認識されていない。

一般的には高齢者に発症する疾病とされ、50歳未満での発症はまれである。

大阪の印刷事業場では、若年（20代～40代）で多数の発症があったため、原因を調査中。

2 大阪の印刷事業場の状況

- ① 校正印刷は、10枚程度を印刷するたびに印刷機に付いたインクを洗浄剤で洗浄するため、多量の有機塩素系洗浄剤を使用
- ② 作業場が地下1階にあり通気が不十分で、換気設備にも問題があったことが判明

疑わしい原因物質として挙げられている以下の2物質については、国際がん研究機関IARCの発がん性分類では、問題となる1や2Aには分類されていない。

化学物質名	IARCの発がん分類
1,2-ジクロロプロパン	3（分類不能）
ジクロロメタン	2B（発がんの疑いあり）